

電気通信事業法第38条の2第1項の規定に基づく
届出に関する情報の整理・公表について
(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者からの届出)

令和7年12月24日現在

- 電気通信事業法第38条の2第1項に基づき、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類その他総務省令(電気通信事業法施行規則第25条の7)で定める事項の届出を行うことが義務付けられている。
- 特に当該届出の対象となる卸電気通信役務のうち、公正競争を確保する必要性が高い卸役務であって、不当な優遇等が行われる可能性が高く、その弊害も大きい者に対する卸電気通信役務については、卸先電気通信事業者ごとの詳細を同時に届け出ることが義務付けられている。
- 当該届出内容は、電気通信事業法第39条の2に基づき、総務大臣が整理・公表することとされている。

1. 提供する卸役務に関する届出事項(電気通信事業法施行規則第25条の7第1号から第3号)

(主な届出事項)

- ・ 提供する卸電気通信役務の種類：第二種指定電気通信設備を用いて提供する卸電気通信役務の種類※について届出。
※ 施行規則様式第4の役務表の区分ごとに届出
- ・ その他提供する役務に関する届出事項：第二種指定電気通信設備を設置する事業者の氏名・住所等、業務区域等について届出。

2. 卸先電気通信事業者ごとの届出事項(電気通信事業法施行規則第25条の7第4号、第5号)

- 届出対象である卸電気通信役務のうち、以下のいずれにも該当する場合は、卸先電気通信事業者ごとに詳細な届出を行う。
①第二種指定電気通信設備を用いる**特定卸電気通信役務**又は**携帯電話**若しくは**BWAアクセスサービス**(通信モジュール向けに提供するものを除く。)。
②卸先事業者が、届出事業者の**特定関係法人**であり**契約回線数が5万回線以上であるもの**又は**特定関係法人以外で契約回線数が50万回線以上であるもの**。

(主な届出事項)

- ・ 卸先事業者の氏名又は名称
- ・ **卸電気通信役務の内容**
- ・ **卸電気通信役務に関する料金**
- ・ 卸電気通信役務に関して卸先事業者に対して支払う金銭等

【届出事業者】

名称	住所	代表者
株式会社NTTドコモ (以下、NTTドコモ)	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	代表取締役社長 前田 義晃
KDDI株式会社 (以下、KDDI)	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	代表取締役社長 CEO 松田 浩路
沖縄セルラー電話株式会社 (以下、沖縄セルラー)	沖縄県那覇市松山一丁目2番1号	代表取締役社長 宮倉 康彰
UQコミュニケーションズ株式会社 (以下、UQコミュニケーションズ)	東京都港区高輪二丁目21番1号	代表取締役社長 佐々木 正見
ソフトバンク株式会社 (以下、ソフトバンク)	東京都港区海岸一丁目7番1号	代表取締役社長執行役員兼CEO 宮川 潤一
Wireless City Planning株式会社 (以下、Wireless City Planning)	東京都港区海岸一丁目7番1号	代表取締役社長兼CEO 佃 英幸

1.「提供する卸役務に関する届出事項」の主な内容

1.「提供する卸役務に関する届出事項」の主な内容

提供する電気通信役務の種類と提供区域

届出 事業者名	提供する電気通信役務の種類と提供区域							
	携帯電話 (3.9-4世代移動通信システム) を使用するもの	携帯電話 (第5世代移動通信システム) を使用するもの)	携帯電話 (3.9-4世代移動通信システム) を使用するもの以外のもの)	携帯電話・PHSアクセスサービス	3.9-4世代移動通信 アクセスサービス	第5世代移動通信 アクセスサービス	公衆無線LAN)アクセスサービス	BWAアクセスサービス
NTTドコモ	全国	全国	全国	全国	全国	全国	東京都、 神奈川県など 16都府県	—
KDDI	全国 (沖縄県を除く)	全国 (沖縄県を除く)	—	全国 (沖縄県を除く)	全国 (沖縄県を除く)	全国 (沖縄県を除く)	—	—
沖縄セルラー	沖縄県	—	—	沖縄県	沖縄県	—	—	—
UQコミュニケーションズ	—	—	—	—	—	—	—	全国
ソフトバンク	全国	全国	—	全国	全国	全国	—	—
Wireless City Planning	—	—	—	—	—	—	—	全国

*上記の他、NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラーは、電気通信事業法施行規則様式第4の役務表の1~34に掲げる電気通信役務以外の電気通信役務に該当する卸電気通信役務の提供に係る届出を行っている。

2.「卸先電気通信事業者ごとの届出事項」の主な内容

卸先事業者と提供する卸役務の内容

届出事業者	卸先事業者(当該卸先事業者に提供する電気通信役務の内容)
株式会社NTTドコモ	A社(音声伝送役務、データ伝送役務(帯域幅課金型レイヤ2接続)) B社(音声伝送役務、データ伝送役務(帯域幅課金型レイヤ2接続)) C社(音声伝送役務、データ伝送役務(帯域幅課金型レイヤ2接続)) D社(音声伝送役務、データ伝送役務(帯域幅課金型レイヤ2接続)) E社(音声伝送役務、データ伝送役務(帯域幅課金型レイヤ2接続)) F社(音声伝送役務、データ伝送役務(帯域幅課金型レイヤ2接続)) G社(音声伝送役務、データ伝送役務(帯域幅課金型レイヤ2接続))

2. 「卸先電気通信事業者ごとの届出事項」の主な内容(NTTドコモ)

主な内容と接続約款等との比較

※接続約款に規定する音声通信料・SMS通信料は、接続事業者の電気通信設備(交換設備)をNTTドコモの回線設備に接続して役務提供を行うもののため、卸電気通信役務の提供形態とは異なるため比較していない。

主な届出事項	主な内容	①事業者間の比較／②接続約款との比較
役務に関する料金	<p>提供形態はFOMAが3種類、Xiが3種類、5Gが2種類あり、音声通話が使えるか、データ通信のみか、帯域幅課金か従量課金か等によって、基本使用料・通信料の設定料金が異なる。</p> <p>○基本使用料（割引前） ・従量課金型：利用可能な通信種別（音声・SMS利用可否）、無料通信分の多寡により、幅広く設定されている。（月額130円～13,200円） ・帯域幅課金型：月額61円</p> <p>○通信料（割引前） ・音声通信料 30秒ごとの料金が設定されている。 ・データ通信料 契約プランによって異なるが、利用パケット数に応じた料金が設定されている「従量課金型」と10Mbpsあたりの月額料金が設定されている「帯域幅課金型」がある。 ・SMS通信料 契約プランによって異なるが、それぞれ通信回数ごとの料金が設定されている。</p> <p>○工事費 （工事費） ・帯域幅の変更に係る工事：1工事ごとに15,460円 ・上記以外の工事：実費 （立会費） ・接続約款に規定する立会費に係る手續の額と同額。</p>	<p>①同一条件が適用される場合、届出のあった卸先事業者間で基本使用料に差異はない。 ②接続約款には、回線管理機能として1契約ごとの月額料金が記載されている（卸料金における帯域幅課金型と金額は同じ。）。 •接続約款記載の金額：月額61円</p> <p>①同一条件が適用される場合、届出のあった卸先事業者間で通信料に差異はない。 ②接続約款には、データ通信料として10Mbpsあたりの帯域幅課金型の月額料金が記載されている（卸料金と金額は同じ。帯域幅課金型レイヤ2接続でのデータ伝送役務の提供を行う場合に限る。）。 •接続約款記載の金額：月額108,740円</p> <p>①届出のあった卸先事業者間で差異はない。 ②帯域幅の変更に係る工事費と立会費は、接続約款と卸約款で差異はない。上記以外の工事は「工事費＝作業単価×作業時間」と規定され、作業単価の額も記載されている。 •接続約款記載の金額 ➤ 帯域幅の変更に係る工事：1工事ごとに15,460円 ➤ 上記以外の工事：実費 ➤ 立会費：作業単価に立会に要する時間を乗じて得た額</p>

2. 「卸先電気通信事業者ごとの届出事項」の主な内容(NTTドコモ)

主な届出事項	主な内容	①事業者間の比較／②接続約款との比較
役務に関する料金	○網改造料：接続約款の規定に準じて算定した額	①届出のあった卸先事業者間で差異はない。 ②接続約款と卸約款で差異はない。
	○手続に関する料金 「契約事務手数料」、「名義変更手数料」、「その他の手数料」について定められている。	①届出のあった卸先事業者間で差異はない。 ②接続約款には、各種契約に係る契約者回線の開通をするための手續に要する費用等が記載されている。
提供電気通信役務に関して、卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等	なし。	①届出のあった卸先事業者間で差異はない。 ②接続約款上に該当する規定はない。
その他重要な提供条件・関連業務	○業務支援システム※の利用に係る費用 「業務支援システム（他システムのファイル更新機能を有するもの及びそれ以外のもの）」、「プリンタ」、「ネットワーク回線（主回線及び副回線）」について月額料金が設定されている。 ※ 各種契約の契約者回線の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム	①届出のあった卸先事業者間で同じ条件で使用する場合、差異はない。 ②接続約款と卸約款で差異はない。 ・接続約款記載の金額 ➢業務支援システム（他システムのファイル更新機能を有するもの）：9,000円/セット・月 ➢業務支援システム（上記以外）：7,000円/セット・月 ➢プリンタ：3,000円/台・月 ➢ネットワーク回線（主回線）：7,500円/拠点・月 ➢ネットワーク回線（副回線）：3,150円/拠点・月
	○USIM(SIM)カードの貸与に係る費用 1枚あたりの料金が設定されている。	①届出のあった卸先事業者間で差異はない。 ②接続約款と卸約款で差異はない。 ・接続約款記載の金額：232円/枚
	○HLR/HSS連携機能の提供 データ通信（帯域課金型）の契約において、HLR/HSS連携機能を利用する場合は、個別契約において基本使用料が設定されている。	①届出のあった卸先事業者間で差異はない。 ②接続約款上に該当する規定はない。
	○その他 付加機能として、「迷惑電話おことわり機能」、「国際ローミング機能」、「課金情報機能」、「通信中着信機能」、「自動着信転送機能」、「留守番電話及び不在案内機能」、「5GSA」、「無線区間優先データ通信機能」が卸約款に定められている。	①届出のあった卸先事業者間で差異はない。 ②接続約款では付加接続機能として、「課金情報提供機能」が定められている。

卸先事業者と提供する卸役務の内容

届出事業者	卸先事業者(当該卸先事業者に提供する電気通信役務の内容)
KDDI株式会社	A社(データ伝送役務(回線卸)) B社(音声伝送役務、データ伝送役務(帯域幅課金型レイヤ2接続及び回線卸)) C社(音声伝送役務、データ伝送役務(帯域幅課金型レイヤ2接続)) D社(音声伝送役務、データ伝送役務(帯域幅課金型レイヤ2接続))

2. 「卸先電気通信事業者ごとの届出事項」の主な内容(KDDI)

主な内容と接続約款等との比較

※接続約款に規定する音声通信料・SMS通信料は、接続事業者の電気通信設備(交換設備)をKDDIの回線設備に接続して役務提供を行う場合のものであり、卸電気通信役務の提供形態とは異なるため比較していない。

主な届出事項	主な内容	①事業者間の比較／②接続約款との比較
役務に関する料金	<p>○基本使用料 <回線卸> 契約形態によって異なるが、1契約ごとの月額料金が設定されている。 <帯域幅課金型レイヤ2接続> データ通信のみの場合、データ通信に音声通話を伴う場合、それぞれ1契約ごとの月額料金が設定されている。</p> <p>○通信料 ・音声通信料 契約形態によって異なるが、30秒ごとの料金が設定されている。 ・データ通信料 契約形態によって異なるが、パケットの利用量に応じた料金又は10Mbpsあたりの月額料金が設定されている。 ・SMS通信料 契約形態によって異なるが、送信文字数ごとに1送信あたりの料金が設定されている。</p> <p>○工事費 卸提供事業者と卸先事業者間の網を接続する回線の帯域変更にあたって卸先事業者が負担する工事費及び立会い費が設定されており、工事費は実費とされている。</p>	<p>①回線卸に関して、届出のあった卸先事業者によって提供条件が異なっている。帯域幅課金型レイヤ2接続に関して、同一条件が適用される場合、届出のあった卸先事業者間で基本使用料に差異はない。</p> <p>②接続約款には、直収パケット接続回線管理機能として、1契約ごとの月額料金が記載されている。 ・接続約款記載の金額：月額64円</p> <p>①同一条件が適用される場合、届出のあった卸先事業者間で音声通信料に差異はない。</p> <p>②接続約款には、データ通信料として10Mbpsあたりの月額料金が記載されている。（卸料金における帯域幅課金型レイヤ2接続と金額は同じ。） ・接続約款記載の金額：月額101,257円</p> <p>①同一条件が適用される場合、届出のあった卸先事業者間で差異はない。</p> <p>②接続約款には、帯域幅の変更に係る工事について1工事ごとの料金が記載されている。上記以外の工事は「工事費＝作業単価×作業時間」であると規定され、作業単価の額も記載されている。 ・接続約款記載の金額（卸料金とは異なる（条件によって接続約款に記載の金額を適用することとしている。）） ➢ 帯域幅の変更に係る工事：1工事ごとに67,700円 ➢ 上記以外の工事：実費</p>

2. 「卸先電気通信事業者ごとの届出事項」の主な内容(KDDI)

主な届出事項	主な内容	①事業者間の比較／②接続約款との比較
役務に関する料金	<p>○網改造料 月額で料金設定されており、内容や利用期間によって料金が異なる。</p> <p>○契約者回線の開通等に関する手続等 契約形態によって異なるが、1登録等ごとの料金が規定されている。</p>	<p>①届出のあった卸先事業者間で、契約内容が異なっている。 ②接続約款には、接続用設備の設置又は改修及び接続用ソフトウェアの開発によって、減価償却費等を勘案して算出された金額とされている。</p> <p>①届出のあった卸先事業者間で差異はない。 ②接続約款上には、MVNOサービス契約に係る契約者回線の開通をするための手続き及び当社調達端末への情報登録に要する費用等が規定されている。</p>
提供電気通信役務について、卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等	なし。	<p>①届出のあった卸先事業者間で差異はない。 ②接続約款上に該当する規定はない。</p>
その他重要な提供条件・関連業務	<p>○役務利用管理システム 役務利用管理システムのうち、端末・回線ごとに月額料金が設定されている。それ以外のシステムの利用に係る費用は、網改造料に含まれる。</p> <p>○その他 契約約款に規定されている付随サービスとして時報サービス等、オプション機能として留守番伝言機能等が定められている。</p> <p>○auIC(SIM)カードの貸与 種類ごとに1枚あたりの料金が設定されている。</p>	<p>①届出のあった卸先事業者間で、契約内容が異なっている。 ②接続約款には、業務支援システムの利用に係る費用及び業務支援端末の貸与に係る費用について月額料金が記載されている。 ・接続約款記載の金額（卸料金とは一部異なる。） ➢ システムの利用に係る費用：178万円/システム・月 ➢ 端末の貸与に係る費用：5,000円/セット・月 ➢ プリンタの貸与に係る費用：1,000円/台・月</p> <p>①届出のあった卸先事業者によって、契約するオプション機能が異なっている。 ②接続約款上に該当する規定はない。</p> <p>①届出のあった卸先事業者間で、種類が異なっている。 ②接続約款には、種類ごとに1枚あたりの料金が記載されている。 ・接続約款記載の金額： 159円/枚 (LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)、5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分) 及びOOXY自動接続機能。発注枚数等の条件により変更する場合あり。) 159円/枚 (LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)。発注枚数等の条件により変更する場合あり。)</p>

卸先事業者と提供する卸役務の内容

届出事業者	卸先事業者(当該卸先事業者に提供する電気通信役務の内容)
UQコミュニケーションズ株式会社	A社及びB社(BWAアクセスサービス)

主な内容

※KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズは、第二種指定電気通信設備接続料規則第16条に基づき共同でデータ伝送交換機能の接続料を設定しており、UQコミュニケーションズは、同令3条ただし書きに規定する特別の理由がある場合として同社単独の接続料を設定していないため、接続約款との比較をしていない。
※A社及びB社は同一の契約のため、事業者間の比較をしていない。

主な届出事項	主な内容
役務に関する料金	<ul style="list-style-type: none"> ○通信料 1 GBごとの料金が設定されている。 ○基本使用料 端末種別に応じて 1 回線ごとに月額料金が設定されている。 ○最低利用料 年間の最低利用料が設定されている。
その他重要な提供条件・関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○役務利用管理システム 提供なし。 ○SIMカード 提供なし。
提供電気通信役務に関して、卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等	なし。

卸先事業者と提供する卸役務の内容

届出事業者	卸先事業者(当該卸先事業者に提供する電気通信役務の内容)
ソフトバンク株式会社	A社(データ伝送役務(回線卸))
	B社(音声伝送役務(回線卸)、データ伝送役務(回線卸))

2. 「卸先電気通信事業者ごとの届出事項」の主な内容(ソフトバンク)

主な内容と接続約款等との比較

※接続約款に規定する音声通信料・SMS通信料は、接続事業者の電気通信設備(交換設備)をソフトバンクの回線設備に接続して役務提供を行う場合のものであり、卸電気通信役務の提供形態とは異なるため比較していない。

主な届出事項	主な内容	①事業者間の比較／②接続約款との比較
役務に関する料金	<ul style="list-style-type: none"> ○基本使用料 <ul style="list-style-type: none"> ・契約形態によって異なるが、1回線ごとの月額料金が設定されている。 ○通信料（割引前） <ul style="list-style-type: none"> ・音声通信料 契約約款に定める料金による。 ・データ通信料 契約プランによって異なるが、利用パケット数に応じた料金が設定されている。 ○工事費 <ul style="list-style-type: none"> ・契約形態によって異なるが、契約約款に定める料金による。 	<p>①届出のあった卸先事業者間で、契約内容が異なっている。 ②接続約款には、MVNO回線管理機能として、1契約ごとの月額料金が記載されている。 ・接続約款記載の金額：月額84円</p> <p>①届出のあった卸先事業者間で、契約内容が異なっている。 ②接続約款には、データ通信料として10Mbpsあたりの5G(NSA方式)直収パケット接続機能（レイヤ2接続）の月額料金が記載されている。 ・接続約款記載の金額：月額89,267円</p> <p>②帯域幅の変更に係る工事費は以下のとおり。上記以外の工事は「工事費＝作業単価×作業時間」と規定され、作業単価の額も記載されている。 ・接続約款記載の金額 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 帯域幅の変更に係る工事：1工事ごとに33,015円 ➢ 上記以外の工事：実費 </p>

2. 「卸先電気通信事業者ごとの届出事項」の主な内容(ソフトバンク)

主な届出事項	主な内容	①事業者間の比較／②接続約款との比較
提供電気通信役務に関して、卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等	なし。	①届出のあった卸先事業者間で差異はない。 ②接続約款上に該当する規定はない。
その他重要な提供条件・関連業務	○役務利用管理システム 提供なし。 ○その他 契約形態によって異なるが、オプション機能として、オートチャージ、ソフトバンクWi-Fiスポット利用、通信料明細書、一定額トップサービス、留守番電話プラス、帯域制御オプション等がある。 ○USIM(SIM)カードの貸与に係る費用 契約プランによって異なるが、一枚あたりの料金が設定されている。	①届出のあった卸先事業者間で差異はない。 ②接続約款には、開通システム※の利用に係る費用についての記載がある。 ・接続約款記載の金額：30,000円/セット・月 ※ MVNOサービス契約に係る、当社の電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム ①届出のあった卸先事業者によって、契約するオプション機能が異なっている。 ②接続約款上に該当する規定はない。 ①届出のあった卸先事業者間で差異はない。 ②接続約款には、1枚あたりの料金が記載されている。 ・接続約款記載の金額： 157円/枚（直収パケット接続機能、5G（NSA方式）直収パケット接続機能及び及びOOXY自動付与機能。）

卸先事業者と提供する卸役務の内容

届出事業者	卸先事業者(当該卸先事業者に提供する電気通信役務の内容)
Wireless City Planning株式会社	A社(BWAアクセスサービス)

2.「卸先電気通信事業者ごとの届出事項」の主な内容(Wireless City Planning)

18

主な内容

※ソフトバンク及びWireless City Planningは、第二種指定電気通信設備接続料規則第16条に基づき共同でデータ伝送交換機能の接続料を設定しており、Wireless City Planningは、同令3条ただし書きに規定する特別の理由がある場合として同社単独の接続料を設定していないため、接続約款との比較をしていない。

※提供を受けている届出対象事業者は1社のため、事業者間の比較をしていない。

主な届出事項	主な内容
役務に関する料金	<ul style="list-style-type: none">○通信料 AXGP卸契約に係るものは、帯域単価として10Mbpsあたりの月額料金が設定されており、バックボーンネットワーク契約に係るものは、月額料金が設定されている。○基本使用料 なし。○工事費 契約書に基づき、別途協議の上決めることになっている。
その他重要な提供条件・関連業務	<ul style="list-style-type: none">○役務利用管理システム 提供なし。○SIMカード 提供なし。 ※別途協議の上、借受けることも可能。
提供電気通信役務について、卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等	なし。